

# 郵送による転出証明書送付依頼書

五戸町長様

記入日	令和 年 月 日	転出(予定)年月日	令和 年 月 日			
転出の種類	<input type="checkbox"/> 通常転出	・マイナンバーカード又は住基カードを持っていない方は、こちら ※転出証明書を郵送いたします。				
	<input type="checkbox"/> 特例転出	・マイナンバーカード又は住基カードを持っている方は、こちら ※転出証明書を郵送しません。こちらから電話連絡いたします。 転入届の際に、マイナンバーカード又は住基カードの提出が必須となります。				
転出先の住所	方書(アパート名等) <input type="text"/> 世帯主氏名 <input type="text"/>					
現在の住所	方書(アパート名等) <input type="text"/> 世帯主氏名 <input type="text"/>					
本籍	<input type="text"/>		筆頭者 <input type="text"/>			
No.	異動する方の氏名	生年月日	性別	続柄	保険証	こども
1	(フリガナ)	大正・昭和・平成・令和 <input type="text"/> 年 月 日	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
2	(フリガナ)	大正・昭和・平成・令和 <input type="text"/> 年 月 日	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
3	(フリガナ)	大正・昭和・平成・令和 <input type="text"/> 年 月 日	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
4	(フリガナ)	大正・昭和・平成・令和 <input type="text"/> 年 月 日	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
5	(フリガナ)	大正・昭和・平成・令和 <input type="text"/> 年 月 日	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
届出人署名欄				電話番号 (必須)		
備考等(五戸町で世帯主だった方が転出する際、五戸町に世帯員を残す場合には、五戸町での新世帯主を記入してください。)						

届出時の注意点は裏面に記載しております。

## 郵便による転出手続きの際の注意点

- ・郵送による転出は原則、住所変更する本人、同世帯員が手続き可能です。
- ・原則として異動日が確定した時点から異動日の2週間後までに手続きを行ってください。
- ・住所欄には、青森県内なら市町村名から、県外の場合は都道府県名から、国外の場合は国名からわかる範囲で記入してください。
- ・方書とはアパート(号室番号まで)や、入所する施設の名称のことです。
- ・続柄欄は五戸町にいる前住所の世帯主を基準としてご記入ください。  
(例:五戸の世帯主が父で、子が住所変更する場合の続柄は『子』)
- ・町営住宅にお住まいの方は都市計画課で退去手続きがございますので、お電話で退去日、必要手続き等を必ずご確認ください。
- ・上記以外にも五戸町から転出することより、役場内で受給、申請している手当や資格確認書、登録名義等の変更(喪失)の手続きが生じる可能性があります。それぞれの担当課にお電話でお問い合わせください。
- ・以下の必要事項、書類が不足している場合、転出手続きをにお時間がかかる場合がございますので、必ずご確認のうえ同封してください。

### 必要書類

※転出手手続きの手数料は無料です。

#### 転出証明書送付依頼書

※平日、日中連絡の取れる電話番号は必ず記入して下さい。

※届出人欄は必ず署名してください。

#### 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等)のコピー

#### 返信用の封筒(特例転出の場合は不要)

※あて名を記入の上、必ず切手を貼ってください。

※お急ぎの方は『速達』と記入の上で、速達送料を上乗せした切手を貼ってください。

### 連絡・送付先

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

五戸町役場 TEL 0178-62-2111(代表)

住民課住民総合窓口班 郵送請求担当 内線112・113・114・151・152